

今月のトピックス

HOT TOPICS

2018 2

このコーナーでは、新しく始まる取り組みやたいせつなお知らせをピックアップして紹介します。

●コンビニ交付が始まります

住民票などの証明書が コンビニで取得できます

1 TOPICS

▼市民課(89局2136番)

平成30年2月1日から、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアにあるコンビニ交付対応のマルチコピー機で住民票の写しなどの証明書が取得できるコンビニ交付サービスが始まります。

利用時間 午前6時30分から午後11時まで(年末年始、メンテナンス日を除く)。2月10日(土)はメンテナンスのため、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写しは取得できません

対象 利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをお持ちの方で、豊川市に住民登録または本籍がある方

利用方法 マルチコピー機操作画面の「行政サービス」を選択後、画面案内に従って操作します。マイナンバーカードの読み取り、暗証番号(数字4桁)の入力、証明書の選択、手数料の投入などが必要です

証明書の種類	手数料	取得できる方
住民票の写し	200円	本人および同一世帯の方
印鑑登録証明書	200円	本人(あらかじめ印鑑登録の手続きが必要です)
戸籍謄抄本(全部事項証明、個人事項証明)	450円	本人および同一戸籍の方(本籍が豊川市の方)
戸籍の附票の写し	200円	

※豊川市外に住民登録があり、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写しをご希望の方は、マルチコピー機、またはパソコンから事前に利用登録する必要があります(手続きに1週間ほど要します)。

その他 住民票除票や除籍など取得できないものがあります。証明書の交換、手数料の返金はできません

ご利用可能なカード

◆マイナンバーカード

希望者の申請により交付された顔写真付きのプラスチック製カードで、利用者証明用電子証明書搭載のもの



◆通知カード

マイナンバー制度導入時に住民票のある市町村からすべての方に郵送された紙製カード



■マイナンバーカードをご活用ください

マイナンバーカードは、顔写真付きの公的な身分証明書となるだけでなく、コンビニ交付や確定申告などの行政サービスや手続きで利用できます。

申請方法 通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を貼って、郵送で、個人番号カ

ード交付申請書受付センター(〒219-8650 日本郵便株式会社川崎東郵便局郵便私書箱第2号)へ。パソコン、スマートフォン、またなかの証明写真機(一部の機種を除く)でも申請できます。紛失や住所などに変更がある場合は、市民課(本庁舎1階)で個人番号カード交付申請書を再発行します

費用 初回は無料(ただし、紛失などによる再交付は1000円)

マイナンバーに関する問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178
個人番号カードコールセンター
☎ 0570-783-578
聴覚障がい者専用お問合せFAX
☎ 0120-601-785



● 春の訪れを感じよう

赤塚山公園で梅まつりを開催

2

TOPICS

▼ 赤塚山公園(89局8891番)

赤塚山公園では、2月10日から3月12日まで梅まつりを開催します。園内の池東側の斜面にある梅園には25種281本の梅の木が植えられ、例年2月中旬以降が見頃となります。

梅まつり開催期間中の土・日曜日には物産展の開催を予定しています。詳しいことは、観光協会(89局2206番)へお問い合わせください。



1本の木に紅白の花が咲くウメ

● 「春日野」、「思いのまま」

園内には、一本の木に紅白の花が咲く品種「春日野」1本、「思いのまま」12本が植えられています。



● 環境について学ぼう

春の里山体験講座

▶ 環境課(89局2141番)

3

TOPICS



市では、さまざまな環境体験を通して、市民に身近な環境について考えてもらうために、体験講座を開催します。

対象 市内に在住、在勤、または在学の小学生以上(小学生は保護者同伴)

定員 各回30人(1グループ4人まで)

費用 無料

申込 2月5日から16日まで、電話で、環境課へ。市ホームページでも受付。応募者多数の場合は抽選とし、当選者だけに連絡します

その他 1部または2部のどちらか一方だけの応募も可。ただし、抽選の場合は、両方に応募した方を優先

日時	会場	テーマ	内容	講師
1部 3月 3日(土) 9:00~12:00	東三河ふるさと公園	里山でキノコの菌打ちをしよう!	キノコの菌打ち体験と里山保全活動の重要性についての講義	環境カウンセラー・梶野保光さん、 県東三河農林水産事務所林務課職員、 「とよかわ里山の会」 会員
2部 3月24日(土) 9:00~12:00	御津山およびその周辺	春の里山で身近な生き物を探そう!	御津山とその周辺を散策して、里山に生息する昆虫や植物などを観察	東三河自然観察会 自然観察指導員

● 大自然の中でアウトドアを楽しもう

きららの里の利用予約を受付

4

TOPICS

▼野外センター「きららの里」
(0536)622555番

3月1日(木)から、野外センター「きららの里」(北設楽郡設楽町)の利用予約を受け付けます。

開設期間 4月28日から11月30日まで(期間中は無休)

対象 どなたでも可(中学生以下は保護者同伴)

申込 利用日の3カ月前から、電話で、きららの里へ。ただし、4月28日から6月1

日までの利用分は、3月1

日(木)から受付となりま

す。なお、3月6日から4月

24日までの火曜日は、予約の

受付ができません。予約状況

は、きららの里のホームページで確認できます

その他 学校などが野外教育活動をしているときは、ケビン以外の施設は利用できません



きららの里の利用にあたって

- 自炊の宿泊施設
- ログハウスの1棟貸し(専用利用)も可
- 売店、食堂はありません
- ペット連れでの利用は不可

● 市内の空き家の有効活用を図るため

豊川市空家バンク制度開設に向けて物件登録受付を開始

5

TOPICS

▶ 建築課(89局2144番)



市では、3月中の開設を予定している「豊川市空家バンク」の物件登録の受付を開始します。

これは、市内の空き家の有効活用を図るため、協力不動産業者(愛知県宅地建物取引業協会)と連携しながら、売却または賃貸を希望する空き家の情報を集約し市ホームページなどに公開するものです。

市内に売却または賃貸を希望する空き家をお持ちの方は、建築課にご相談ください。

公開内容 物件の所在地(地番を除く)、希望価格、写真、建物の概要、市ホームページ

ジに掲載中の物件の交渉・契約状況など(所有者の情報)は公開しません

費用 無料(契約成立時には協力不動産業者に対して仲介手数料が発生します)

登録方法 豊川市空家バンク登録申込書などに必要事項を記入し、印鑑をお持ちの上、直接、建築課(北庁舎3階)へ。申込書などは建築課にあります(市ホームページからダウンロード可)

その他 物件登録には一定の条件があります。また、市は情報提供だけを行い、売買・賃貸借契約や交渉の仲介は、協力不動産業者が行います

こんなときは、空家バンクへの登録を

- ・家を相続したけれど、誰も住まず空き家になっている
- ・引っ越しをする予定だけど、今住んでいる家の活用予定がない
- ・売買や賃貸をしたいけど、どこに相談したらいいかわからない

● 障害者福祉の充実を図ります

障害者手当制度のお知らせ

6
TOPICS

▶ 福祉課(89局2131番)

手当名	対 象	支給額など
特別障害者手当	重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、一定の要件に該当する20歳以上の方。なお、施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む）に入所したり、3カ月を超えて入院したりしている方は除きます	月額 26,810 円 この手当を受けられる方のうち①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方には、月額 6,850 円②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方には、月額 1,050 円が加算して支給されます
障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、一定の要件に該当する20歳未満の方。なお、施設に入所している方や、障害を事由にした年金受給者は除きます	月額 14,580 円 この手当を受けられる方のうち①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方には、月額 6,900 円②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方には、月額 1,150 円が加算して支給されます
在宅重度障害者手当	特別障害者手当と障害児福祉手当が受けられない重度の障害があり、次にあげる一定の要件に該当する方。 ①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方 ②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方 ③身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の合併の方 なお、施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む）に入所している方、3カ月を超えて入院している方、65歳以上で新たに手帳を取得された方は除きます	左欄①の方は、月額 15,500 円 左欄②・③の方は、月額 6,750 円
障害者のしあわせを高める手当	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。なお、施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設を除く）に入所している方は除きます	年齢と等級に応じ、月額 1,000 円から 3,000 円まで
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の障害者の保護者の方（療育手帳および身体障害者手帳を持っていない方の保護者も申請できます）。 ①身体障害者手帳1・2級程度、または療育手帳A判定程度の方 ②身体障害者手帳3級程度、または療育手帳B判定程度の方 なお、児童が施設に入所した場合は、資格喪失となります	左欄①の方は、月額 51,450 円 左欄②の方は、月額 34,270 円

※上記の障害者手当制度には、所得による制限があります

※一部の支給額は、消費者物価指数の変動などに伴い、変更されることがあります